

2021年7月21日・22日付記1・24日小補・付記2 8月2日付記3・3日小補

7日小補

20世紀前半のスプラトリー諸島に対する中国の関与に関するメモ 補遺

嶋尾稔（慶應義塾大学言語文化研究所）

「20世紀前半のスプラトリー諸島に対する中国の関与に関するメモ：海南漁民と『申報』論調」のなかで、1933年7月のフランスのスプラトリー領有に関する『申報』の一連の記事を検討した（その後ビル・ヘイトンも同様の考察を行っている[Hayton 2019]）。新聞報道として処理された情報から、外交部、及びその他の勢力や機関の動きを追いその概観を素描したが、十分確実な認識を得られなかった部分も多々あった。その後、中華民国の諸主体の主張を明らかにする資料として南シナ海問題関係の外交文書を集成した中華民国外交部研究設計委員会『外交部南海諸島檔案彙編 上巻・下巻』1995年が存在することに気が付いたが、ながらくその調査を怠っていた。このたびようやく機会を設けて国会図書館所蔵の同資料を閲覧し内容を検討することができた。

そのなかの陳鴻瑜主編の「第二部份西沙群島第一章法佔九小島」にフランスのスプラトリー領有宣言への中国側の対応に関わる外交文書が収められている。これらの外交文書に基づき、まず1933年7月～10月にかけての中国側の動きを時系列に従って整理したい。それを通して外交部、及びその他の諸主体の判断と主張の特質と相違を明らかにし、とくに外交部以外の人々において独自の海洋領土の意識が芽生えていたことを論じる。時系列的な検討に先立って注意しておきたいことは、この時期の民国の外交部は、駐仏大使館や駐マニラ総領事館、あるいは海軍部といった国家機関だけでなく、その他の国内諸団体・諸勢力からの連絡と要望を常に受け取っていたということである。それらの上申書から諸団体の主張を見ることができる。かつまた外交部がそれらの妄想的要望に屈することなく理性を保っていたことが明らかにされよう。

7月15日にスプラトリー七島領有（中国では九小島と誤報）のニュースが新聞に報道されると、7月17日外交部は駐マニラ総領事館と海軍部と駐仏大使館に連絡をとり、これらの島が西沙群島 *Iles Paracel* なのかどうか、中国漁民の居住者がいるのかいないかの調査を依頼している [II(1):001;002]。外交部はフランスからの正式報告がなされる前に占領された島が西沙諸島ではないかという予断を持っていることが知られる。マニラへの問い合わせについては前日（7月16日）に『申報』に事前に報道されている。

7月19日には海軍部から外交部へ返答が届く。海軍部長陳紹寛は「(報道された) 東経115度北緯10度はフィリピンとベトナムの間ではないし、九小島もない。フィリピンと

ベトナムの間であって九小島と言えば西沙諸島である」と答えて、西沙諸島について詳しい情報を外交部に伝えている [II(1):003]。中華民国海軍部が南シナ海について全く無知であったことが確認できる。

7月24日には外交部は広東省政府に連絡を取り、報道された九小島の経緯度と西沙諸島のそれは一致しないが、果たして九小島は西沙諸島なのか、そこに中国人民は居留しているのかと問い合わせている [II(1):004]。その際、次のような重要な情報を伝えている。広東省文昌県(海南島内)で代々漁業を営んでいる家の出身で黄埔軍事学校の第一期の卒業生の陳家炳という人物が外交部を訪問し、《本年旧暦三月に家人が西沙島から帰ってきたが、フランス人がその島の上に旗を立てるのを目撃し、郷人がその旗を持ち帰り、文昌県文京市同豊号内に保管してあるという話を聞いた》と語った。ここで語られた「西沙島」がパラセル諸島でないことは後に明らかになる。

7月25日には、漢口党務整理委員会から外交部に電信が届き、もし報道されたとおり、「我西沙九小島」をフランスが占領したというのが虚報でなければ、嚴重に抗議をして領海主権を保持するようという要望がなされる [II(1):006]。九小島＝西沙諸島という認識が早くも広まりつつあることが窺える。この要望は、フランスに嚴重に抗議すべしという要望の嚆矢である。

7月27日に外交部は駐仏大使館に再び連絡し、九小島の名称と位置・経緯度を確認している [II(1):008]。

7月29日には上海申時社から外務省への電信で西南政府がフランスに嚴重抗議をするよう政府に要求する決議をした旨が伝えられる [II(1):009]。決議の内容は『申報』にも掲載されたが、新聞記事の方が詳しい内容を伝えている。同日、駐マニラ総領事の鄺光林から電信が外交部に届き、フランスの占領した小島は、パラワン島の西二百海里、海南島の東南五百三十海里、西沙諸島の南約三百五十海里、北緯10～12度、東経115度の位置にあり、海南人が海産物を取りに来るという極めて正確な情報が地図及び参考資料とともに伝えられている [II(1):010]。他方、九小島を西沙諸島だと勘違いしたままの第十九路総指揮部の黄強からは参考資料として『海南島志』が贈られている [II(1):011]。

7月30日には、中国国民外交後援会が外交部に電信を送り、フランスの暴挙を満州事変(九一八事件)と並べて絶対許すなという「悲憤義声」を伝えている [II(1):012]。

7月31日には国立北平図書館の袁同礼が「英国陸軍部近印馬來群島地図」を送り、海軍部がフランスの占領した島を西沙群島と断定したのは誤りであると伝えた [II(1):013]。(袁同礼は後に「西沙群島及珊瑚九島詳圖各一」も外交部に送っている [II(1):036;037]。)

8月1日には、上海申時社からの電信で、「法佔九島」真相の調査のために濟堂が張之英に艦隊を派遣させるという香港電が伝えられた [II(1):015]。おそらくここで「法佔九島」とされているのは西沙諸島のことであろう。この計画が実現されたという続報はない。調査のための艦隊を派遣するというアイディアの初見である。同日、パリの顧維均公使からようやくフランスの占領した島の名称が電信で伝えられる [II(1):016]。

これを受けて翌 8 月 2 日には外交部は海軍部と広東省政府に機密の電信を送っている。海軍部への電信では、フランスの占領した島が西沙諸島とは異なる **Tizard Bank** らしいということ伝え、さらに台湾総督がフランスのやり方で島の領有ができなら日本も西沙諸島に同様の手段を用いるだろうと発言したという情報を伝え、西沙諸島の防備のために艦船を派遣するように要請している [II(1):017]。予め述べておくと西沙諸島への艦船派遣要請はこのあとも繰り返されるが、それが実現したという情報はこの外交文書の中には見当たらない（1946 年以前に中華民国が西沙諸島を実効支配したことは実は一度もない）。広東省政府への電信内容は若干ニュアンスが異なり、フランスの領有宣言に対して、確実な調査結果が得られるまで権利を保有すると伝え、広東省政府の調査結果を教えてほしいという要請をしている。台湾総督の西沙諸島への「企図」に対して海軍部に協力して調査を行うことを願っている [II(1):018]。外交部が小九島が西沙諸島でない可能性が高いことを認識しながらまだ断定しないという態度を取っていることが知られる。

そのような外交部の曖昧な態度のために、民間においてフランスの支配した島を西沙諸島と見なして憤慨する世論が高まってゆく。7 月 30 日付の『申報』に掲載された領土主権の侵害を許すなどと言う時評も影響力があったのではないかと推測する。その動きの中心になったのが、瓊崖旅京同郷会である。その代表団 8 名が 8 月 2 日に外交部に対し、書簡を送っている [II(1):019]。フランスが占領した「珊瑚九島」が「瓊崖所属西沙群島之別名」であるという前提で、西沙群島に関する情報を提供したうえで、フランス帝国主義を批判しその侵略に対して嚴重に抗議し国土の南疆を防衛するように願っている。代表団は同様の内容の電信を中国国民党中央党部、国民政府、各機関、各新聞にも送っている。

上記文書には「極密 法佔九小島節略」という日付不明の文書が同梱されているようである。この文書には付件 1 として 8 月 4 日付のフランス大使館宛の照会文書 [II(1):022] は添付されているが、8 月 5 日付のその回答 [II(1):025] は添付されていないこと、8 月 4 日付の甘介侯宛書簡 [II(1):021] に「節略」を作成した旨が記されていることから 8 月 4 日に作成されたものと考えられよう。この文書はそれまでの経緯と収集情報を整理して次のような結論を引き出している。法佔九島は、東経 115 度、北緯 10 度の **Tizard Bank** 付近の **Itu Abe Loaita** 島（ママ）及 **Thitu** 島などであり、西沙諸島とは考えにくい。ただ、これらの島が中国領土か否かは調査中であり、フランスの領有宣言に対しては権利を保留する。西沙諸島に対しては、日本の武力侵略を防ぐために海軍部に要請して艦隊を派遣して巡視してもらう（実現した形跡はない）。この文書には附件が 3 点添付されているが、附件 2「法佔各島位置図」には西沙群島と法佔各島が正確に記されている。この地図の出所は不明であるが、おそらくマニラから送られたものではなかろうか。重要なのは附件 3 である。英文北平時事日報（*The Peiping chronicle*）社の王公達が外交部の羅文幹部長にあてた 7 月 31 日付書簡である。王公達は駐北平フランス大使館武官の **Lt. Colonel Bonavita** の助力を得て、法佔小九島が西沙群島ではないことを明快に論じている。かつ中国の領土の南端は西沙諸島の **Triton I.**（特里屯島）であるからそれ以南は中国の主権とは無関係であると断じている。8 月

5日には、パリの顧維均公使から電信があり、フランス外務省から法佔小九島が西沙諸島と少しも関係ないことについて地図を使った説明を受けたことが伝えられ〔II(1):023〕、またフランス大使館の Pilipe Faud から書簡とともに地図を送られ同様の説明を受けている〔II(1):025〕。8月7日には駐仏大使館を通して、フランスが領有宣言をした島について中国政府はまだ確実な調査結果を得ていないのでその権利を保留するとの声明を出している〔II(1):029〕。同日パリの顧維均公使からはフランス海軍省から入手した正確な地図が送られる〔II(1):032:033〕。8月10日にはフランス大使館から正式に島の名称と経緯度についての連絡がなされる〔II(1):038〕。ここにおいて外交部の基本認識が形成されたと考えられる。先取りして言えば、この後延々と民間における嚴重抗議の要求が続けられるが、外交部はそれに耳は貸すことはなかった。外交部がフランスに対して正式に抗議したという形跡は外交文書のなかに存在しない。他方、8月9日付の一文書〔II(1):035〕には「(密)法佔九島節略(續)」が添付されているが、スプラトリー諸島側で日本が発見したとされる島々(誤った認識であるが)について通信社の伝えた名称にパラセル側の島名が混ざっていたことから、それへの警戒が指示され、海軍部に艦隊の派遣と巡視を要請することが企図されている。その際、西沙群島は我国領土であるから法佔各島へ艦隊を派遣するのは事情が異なると注記されている。もっともその「領土」へも巡視艇の派遣が実施された形跡はない。

外交部は合理的にスプラトリー諸島方面へ領土主張を放棄したと思われるが、その他の勢力の中にはこの海域への新たな領土意識が生じてくる。8月4日の時点で海軍部から電信が送られ次のような主張が記されている〔II(1):020〕。Tizard Bank について『中国海指南(China Sea Pilot)』を見ると、海南住民がそこで久しく居住し活動していると書いてあるが、海外の島の帰属については居住者が根拠となるから、瓊崖地方政府はさらに証拠を集めて、交渉を継続し損失を免れるべきである。南シナ海について一切知らなかった海軍部がイギリス海軍の水路誌を頼りに領土主張を新たに構築しようとしているのだから、外交部も閉口したことであろう。

さらに8月5日には瓊崖旅京同郷会の王家齊が8月2日に外交部などに送った請願書を携えて行政院院長の汪兆銘に面会したことが行政院からの訓令で知らされる〔II(1):026〕。王家齊が口頭で伝えた内容は請願書とは異なっており、フランスが占領したのは西沙群島であって珊瑚島ではない、珊瑚島は西沙諸島の一部である(「法人所佔即是西沙群島不是珊瑚島、珊瑚島即西沙群島之一部分」という不可解なものであった。同時に王家齊は日本海軍の作成した海図に基づく絵図を提出しており、そこでは法佔各島と西沙群島は異なるものとして正確に描かれている(ここで彼らが日本の情報に依拠しなければ南シナ海について正確に語るが出来なかったことは要注意である)。両者を同一視していた請願書の内容を新たに判明した事実とすり合わせようとしたために不可解な陳述になったようである。ここで瓊崖旅京同郷会はフランスの占領した島がパラセル諸島ではないという事実を認識し、かつ「西沙群島」の概念をフランスが占領したスプラトリー諸島側の島々も包含するものへと拡張し、全体を中国領と見なして、フランスに抗議するように要請しているもの

と見られる。調査が必要な場合には瓊崖旅京同郷会が人を派遣して援助するとしている。

8月7日には甘介侯を通して広東省政府に対してパリの顧維均公使からの情報が伝達されている [II(1):028]。8月14日には外交部は広東省政府にフランスの占領した島々の名前と経緯度を連絡している [II(1):042]。こうして、フランスの占領した島々がパラセル諸島ではないということを認識した西南政会は新たな主張を展開することになる。8月15日に広東省政府は瓊崖綏靖委員の電信を外交部に転送している [II(1):043]。その電信は科長王開政による各港の調査報告の概要を紹介している。その報告そのものは8月28日に外交部に送られている [II(1):066]。調査の発端は、7月24日に外交部に陳家炳が提供した情報（家人とその仲間が「西沙島」でフランス人が国旗を掲揚するのを実見しその旗を持ち帰り保管している）の確認である。王開政が海南島の文昌県文教市清瀾港に調査に赴き、「珊瑚島」で漁を行う盛興帆船の船主黄学倣に次のような聞き取りを行っている。その船長の蔡世芬の話では、同年旧暦二三月にフランスの軍艦三艘が北海黄山馬島（スプラトリー諸島の Itu Aba I.）一帯を探索し、黄山馬島にフランス国旗を立ててあったが、見張りが居なかったものでそれを引き抜いて持ち帰り文教市同豊號に保管したとのことである。自分たちは光緒年間から東海（パラセル諸島の海域）や北海（スプラトリー諸島の海域）の各島に行って海産物の採取を行っている。「西沙群島」が東海に属することは確かだが、北海のことはよくわからず、経緯度もはっきりしない。さらにスプラトリー方面での日本の活動状況も報告されている。

8月16日に、陳友仁が西南政会の命を受けてフランスに抗議したという香港電が申時社から外交部に送られている [II(1):045]。その詳細は不明だが、これを先途としてか、国内各機関が外交部や国民政府に対してフランスに厳重に抗議をするよう要請する電信を寄せてくるようになる。大体どれも同じパターンであり、背後で絵を描いた人がいることが窺われる。とはいえ、全く同じ文面ではなく、それなりにアレンジが身受けられる。

8月17日にはまず中国国民党蕭山県執行委員会から次のような電信が届いている [II(1):046]。

外交部羅部長鈞鑒：竊查自上月二十五日法政府正式宣佈佔據我國屬地之九小島消息傳來舉國驚惶、查該九島位於瓊邑之南非列濱與安南之間確屬我國領土水產甚豐、向爲吾國漁民安居之所、且爲交通之要道國防重地、乃法政府野心勃勃乘我憂患交迫之際、竟然宣稱佔領遂其肥己之圖殊堪痛恨、而日本帝國主義則因九小島密邇臺灣之故、聲言該地曾被日人發見且有日商在彼經營燐礦之事主張保護其既得權益、亦圖乘機攫取更爲荒謬、若不從速力爭不但有失領海主權且啓外人覬覦之心貽害前途不堪設想、爲此電請 鈞長迅予從嚴交涉、以保領土而固海防中國國民黨蕭山縣執行委員會

フランスの領有宣言をした島々を「我国領土」と断定している。根拠として提示されている

わけではないが、もともと「吾国漁民安居之所」と記されており、海南漁民の活動拠点であることがこの断定を支えている。この記述の仕方はこれ以降のすべての請願に共通している。ものによっては広東省政府に調査の結果による（「査該九小島、業經粵省府查明、係在瓊崖之南、確属我國領土」）と言う風に記してある場合もあり〔II(1):047;063;068〕、やはり広東省政府の働きかけがあったのではないかと思われる。

8月18日には中国国民党河南省党務指導委員会、上海法租界納税華人会、19日には上海市總工会が請願の電信を送っている〔II(1):047;049;050〕。また同日、南京国民政府行政院からは、行政院宛に届いた中国国民党浙江省吳興縣執行委員会、浙江省吳興縣商会、農会、県教育会からの請願が外交部に転送されている〔II(1):051〕。

このような動きをけん制するためと思われるが、外交部は8月19日に「法佔九島調査報告」に関して広東省政府に連絡をしている〔II(1):052〕。また状況を懸念した北平時事日報の王公達が軍委員南昌行營にフランスが領有した島々が西沙諸島ではないこと、西沙より南は中国の領土主権の及ぶところではないことを力説した書簡を送っている（外交部に転送）〔II(1):053〕。しかし、キャンペーンの熱を冷ますことはできず、このあとも抗議要求の電信が送られ続ける。他方、西沙諸島への巡視のためにまもなく艦隊を派遣計する画について外交部から広東省政府に要請を行ったことについて8月20日付の甘介侯宛の電信に記されている〔II(1):055〕。9月5日には陳濟棠から行政院に送られた書簡に西沙群島の巡視のための艦船派遣を10月に延期する旨が記されている〔II(1):075〕が、これも実施された形跡はない。さらに9月14日には申時社から外交部に送られた電信には、香港電として艦船を派遣して九島を調査する件（甘介侯が陳元瑛を派遣）について記されている〔II(1):077〕が、おそらく西沙諸島調査の間違ひではないかと思われる。いずれにせよ、南シナ海への艦船派遣が実現したという情報は見当たらない。

以下、フランスへの抗議を要請した諸団体を列挙する。

8月21日中国国民党寧夏省党務特派員辦事處〔II(1):056〕

8月23日上海市商会、中華海員特別党部上海区党部〔II(1):059〕

8月24日浙江省寧波商会〔II(1):061〕

8月25日中華海員特別部上海区第一区分〔II(1):063〕

8月26日上海市第四区繅絲産業工会〔II(1):064〕

ここでは話が膨らみ、フランス帝国主義者が「我粵南九小島」を奪取し、日本帝国主義者が「隔瓊海不遠之八島」を侵略したので「十七小島」が奪われたということになっている。

8月28日中国国民党河南省党務指導委員会、上海市總工会、浙江省寧海縣農会、浙江省寧海縣漆業工会・石匠業工会〔II(1):064〕

浙江省の二つの請願では、フランスの占領した島で活動している漁民を閩粵同胞数万人と記述しているが、全く実情とかけ離れている。このような誇大なイメージが一般に広まっていたのかもしれない。この妄想は、まだフランスが領有宣言した島々をパラセル諸島と勘違いしていた8月2日に瓊崖旅京同郷会が外交部をはじめとする各機関に送った書簡

[II(1):019] のなかで、西沙諸島で活動する瓊崖漁民を「歳達萬數千人」と誇大に記述したことに由来すると思われる。

8月29日中国国民党雲南省寧洱県党務指導委員会、中国国民党汕頭市執行委員会 [II(1):069]

8月30日雲南箇舊県党務指導委員会・県商会（…）工会 [II(1):071]

工会は業種を列挙している。漁民について誇大な数字を記す。

9月4日中国国民党雲南省昆明市執行委員会、中国国民党浙江省瑞安県執行委員会、鄞県民船船員工会、中華海員特別党部上海区第一区分（いずれも行政院から転送） [II(1):073]
昆明市の請願は漁民について誇大な記述。

9月5日中国国民党浙江省黄巖県執行委員会、紹興県商会・教育会・律師公会・中医公会・婦女会・漁会、紹興県商会、江西省執行委員会、上海市第四区纜絲産業工会・第六区纜絲産業工会・第三区纜絲産業工会、浙江省寧波商会（いずれも行政院から転送） [II(1):074]

うち三つが漁民の数について誇大な記述。うち一つは「十七小島」が奪われたとする。また江西省執行委員会は、西南政委会が収集した九島関連資料を外交の根本史料とするように提案している。

9月8日上海市第四区纜絲産業工会・第六区纜絲産業工会・第三区纜絲産業工会（5日のものは南京行政院宛、これは南京国民政府宛）、青海省党務特派員、中国国民党山東省惠民県党部・県農会・工会・商会・教育会、中国国民党汕頭市執行委員会（いずれも行政院から転送） [II(1):076]。

9月15日甘肅省皋蘭県農会・首陽学会・明星学社・枝陽学会・北辰学会・女師附小学生自治会・棲雲学会・洮屋学会・烏蘭学会・蘭州市戲劇職業工会・理髮工会 [II(1):078]

漁民について誇大な記述。

9月17日中国国民党広東省呉川県執行監察委員会 [II(1):079]

この請願は新趣向を示している。同年8月に『申報』その他のメディアに掲載された『李準巡海記』に言及している。これは1909年に行われたパラセル調査の記録であり、フランスが領有宣言をした島と西沙諸島が混同されている段階で注目されたものである。ところが、この請願を作成した人は、九小島を「西沙群島属島」と見なし、それを李準が調査して我国領土として確定したと断じている。フェイクヒストリーである。

9月20日中国国民党江西省南昌市執行委員会、中国国民党湖南省湘潭県執行委員会（いずれも行政院から転送） [II(1):080]

いずれも漁民について過大な記述。

9月21日中国国民党広東省紫金県執行委員会、中国国民党湖南省会同県宣伝員辦事處 [II(1):081;082]

後者は『李準巡海記』に言及。

9月23日甘肅省皋蘭県農会・首陽学会・明星学社・枝陽学会・北辰学会・女師附小学生自治会・棲雲学会・洮屋学会・烏蘭学会・蘭州市戲劇職業工会・理髮工会（行政院から転送） [II(1):083]、中国国民党湖南省安仁県執行委員会 [II(1):084]、浙江省紹興県柯橋鎮商会、

中国国民党寧夏省党務特派員辦事處、中国国民党貴州省党務指導委員会（いずれも行政院から転送） [II(1):085]

皋蘭県のもは9月15日に外交部に直接送られたものと同じである。安仁県のもは『李準巡海記』に言及。紹興県のもは漁民について誇大に記述。寧夏省のもは8月21日外交部に直接送られたものと同じである。

9月24日中国国民党広東省儋県執監委員会 [II(1):086]

『李準巡海記』に言及。

9月26日雲南省楚雄県党務指導委員会、中国国民党雲南省執行委員会、呈貢県党務指導委員会、中国国民党雲南省羅次県党務指導委員会、雲南箇舊県党務指導委員会・県商会（…）工会、中国国民党雲南省建水県党務指導委員会、中国国民党雲南省楚雄県党務指導委員会謹率楚雄県各級教育会・農会・商会・工会（行政院から転送） [II(1):087]

昆明市のもは9月4日に直接外交部に送られたものと同じ。箇舊県のもは8月30日に外交部送られたものと若干異なる。このうち5件が漁民を過大に記述。

10月3日中国国民党湖南省安郷県執行委員会 [II(1):088]

10月5日文昌県参議会 [II(1):089]

10月13日中国国民党貴州省大定県党務指導委員辦事處 [II(1):090]

10月16日中国国民党湖南省衡山県執行委員会 [II(1):091]、中国国民党貴州省桐梓県党務指導辦事處、貴州省党務指導委員会（いずれも行政院から転送） [II(1):092]、中国国民党中山県第二区執監委員 [II(1):093]

中山県のもは『李準巡海記』を引用。

10月23日中国国民党貴州第十区党務特派員辦事處（行政院から転送） [II(1):094]

10月28日中国国民党貴徳県党務特派員辦事處 中国国民党中山県第二区執監委員 [II(1):095]
後者は『李準巡海記』を引用。

11月1日甘肅省皋蘭県農会・首陽学会・明星学社・枝陽学会・北辰学会・女師附小学生自治会・棲雲学会・洮屋学会・烏蘭学会・蘭州市戲劇職業工会・理髮工会、青海省党務特派委員（行政院から転送） [II(1):096]

皋蘭県のもは9月15日、9月13日に送られたものと同じであるが、あて先が南京国民政府行政院外交部、南京国民政府行政院、南京国民政府というように異なっている。

ここに至ってようやく国民党系の地方団体を動員して行われたフランスへの嚴重抗議を求めるキャンペーンが終了した。この外交文書集成を見る限り、この動きに対して外交部は一切応答した形跡がない。外交部は8月上旬にフランスが領有した島々が西沙諸島と異なることを確認した時点で領土主張を行う意思は放棄していたように見える。この問題を最初に取り上げた『申報』紙も9月に入るとこの問題への関心を失っている。それでもスプラトリー方面への領土主張を繰り返す人々のなかにながしかの新たな領土意識を生み出した可能性はあるが、これ以降メディアにおいて殆どこの問題が取りあげられなくなることを考えると、それほどの影響力はなかったのかもしれない。

領土主張を求める広東省政府や地方の諸団体と領土主張を不合理と考える外交部のほか、この問題に独自の考え方を示したのが参謀本部である。9月1日に国防委員会から外交部へ参謀本部部長朱偉呈が法佔九島の軍事的位置付けと対応策について研究した意見書が送られた [II(1):072]。この意見書は法佔九島に対して中華民国が取るべき態度について次のように述べている。法佔九島には中国漁民が居住しておりこれを我が領土として保持すべき理由があるが、政治上、軍事上、建設上の措置が取られているわけではないので、暫くは冷静な態度を保ち漁業権利を保留するという声明を出し国の対面を維持するのがよい。それよりむしろ西沙諸島の防衛に意を割くべきである。日本は次のような主張をするだろうからそれに備える必要がある。《法佔九島は無国籍の土地である。西沙諸島もまた然りである（「海南九島爲無國籍之土地、西沙群島亦然」→どの国も政治的軍事的に実効支配していないという意味であろう）。かつ西沙諸島には日本の経済建設の実績（施設）がある。（何の実績も無い）フランスが九島を占有できるなら日本が西沙諸島を占有できないということはない。》それを防ぐために、経済開発を進め、役所を設置し、航海標識を作り艦隊を派遣して防衛に当たらせなければならない。朱偉呈は、中華民国による西沙諸島の領有の現状が有名無実であることを冷静に自覚している。そしてその後もその状況が改善されないままにフランス＝ベトナムの上陸や日本軍の進駐を許すことになる。

他方、法佔九島に対して領土主張を行う可能性があるという点について、中国漁民が恒常的に生活し生業を営んでいることが根拠とされているところは、フランスへの嚴重抗議を主張する論者と同様であるが、それに加えて歴史的要件についても言及している。中国が南に向かって発展してきた歴史の中に九島の領有を位置づけるものである。南越、漢帝国から唐帝国までの北部ベトナム支配、明朝期のルソン、ボルネオ、マレー半島の朝貢、清朝のベトナム全土の包摂という中国の発展の歴史のなかでその中間にある九島の領有は必然であると考えられるものである。これは植民化前の朝貢冊封という宗属関係を近代的な領土支配と混同した主張である。このような混同が1920年代の歴史地図で進行していることは補遺32に示した通りである。

付記1

1937年6月20日から24日かけてパラセル諸島の *Amphitrite group* の北側の石島(Rocky I.)、林島(Woody I.)、玲洲島(Lincoln I.)、北島(North I.)で行われた小規模調査について広東第九区行政専員の黄強が8月2日にその報告を上級機関に提出している。グアノの状況を主とする自然条件の観察および同地で活動中の漁民への聞き取りが行われている。この報告書は臺灣國史館がオンラインで公開している档案資料の中で見ることが出来る。

入藏登録號： 020000023229A

全宗號： 020

全宗名称： 外交部
卷件開始日期： 1937/04/26
卷件結束日期： 1938/11/18
資料類型： 文件
卷名： 西沙群島（四）
典藏號： 020-049904-0004
pp.22-33

調査の結果、日本人は島におらず林島の日本の燐鉱採掘施設は放棄されていたが、日本の漁民が毎月三四回漁に来ており、海南漁民から略奪することもあるとの情報を得た。フランスの軍艦は常に巡回していることも確認した。

この調査には二つの背景があった。間接的な背景としては、1936年11月に広東省の訓令に基づき黄強は西沙諸島の開発計画（灯台、無線施設、定期便、警察など）を立案し1937年の春夏にそのために軍艦を派遣して調査をすることを提案していたが、フランスとの交渉を優先する外交部から延期を要請されていた。直接的な背景としては、海南漁民が西沙諸島で日本人に撃たれたとの情報が届いたため、その確認を秘密裏に行うことが認められた。結局、この事件はスプラトリー諸島の Itu Aba 島で起こったことであり、西沙群島は無関係であった。

また下記のとおり中国人が建てた石碑を確認している。

光緒 28 年（1902）：北島（North I.）2 基、玲洲島（Lincoln I.）1 基

民国元年（1912）：北島（North I.）4 基、玲洲島（Lincoln I.）1 基、石島（Rocky I.）1 基

民国 10 年（1921）：玲洲島（Lincoln I.）1 基、林島（Woody I.）2 基

この報告からまず知られることは、この時点まで中華民国がパラセル諸島に対して実効支配も経済開発も一切行っていないということである。また、パラセル諸島への軍艦派遣については上述のとおり 1933 年の時点では外交部は積極的姿勢を示していたが、日中戦争前夜のこの時点では消極的になっている。

石碑について見ると、1909 年の李準調査の痕跡は発見されていない（この調査の内容がたいしたものではなかったであろうことは補遺 17 で述べた。ビル・ヘイトンが引用する South China Morning Post の関連記事〈1909 年 6 月 10 日〉も調査に参加した官吏が記者に多くを語らなかったと述べている [Hayton 2019:138]）。それに先立つ 1902 年の記念碑は、Amphitorite group の外郭にあっておそらく海南島から立ち寄りやすかったであろう北島（North I.）と玲洲島（Lincoln I.）に建てられている。1912 年の石碑は民国初期の挫折した開発計画の名残であろうか。しかし、ここでもあまり開発と関わらず海南島から一番知近づきやすい北島（North I.）に多くの碑が建てられている。1921 年の石碑は何瑞年の「日中合弁」開発に関わるものであろう。グアノ開発の中心になる林島（Woody I.）に記念碑が建てられている。

常時軍艦で巡回していたフランスからすれば、1931年に中華民国のパラセル諸島に対する領有権の主張に異議を提出して以降、民国が実質的に何もする気がないと見透かされていたのではあるまいか（この点フランス側の公文書の確認が必要であろうが、私の任ではあるまい）。その観察を踏まえて、日中戦争開戦を契機にパラセル領有へ向かったものであろう。

なお、1938年10月には臺灣拓殖会社鉱業課の鈴木倉次郎がパラセル諸島の燐鉱に関する調査を行い12月に報告書を提出している。調査の時点ですでに開洋興業株式会社は採掘を開始している。これも臺灣國史館の公開している資料中にある。

全宗號：002

卷號：00134

卷典藏號：002-00134

卷名： 昭和十三年十二月西沙群島（パラセル）燐礦調査報告書 鈴木倉次郎礦業課

開洋燐鉱株式会社の戦後の接收問題については下記の文書がある。

全宗號：002

卷號：02305

卷典藏號：002-02305

卷名： 拓務卷；西沙群島開洋燐礦；日籍員工去留；工資問題臺拓接收委員會

Hayton, Bill. 2019. "The Modern Origins of China's South China Sea Claims: Maps, Misunderstandings, and the Maritime Geobody." *Modern China* 45(2)

付記 2

最近、Routledge から南シナ海研究のハンドブックが出版された。

Keyuan Zou Ed. 2021. *Routledge Handbook of the South China Sea*. London and New York: Routledge

その第二章の歴史的概観（Chapter 2: The South China Sea: Historical developments）を Stein Tønnesson が執筆しているのであるが、その中の第三節 Third development: disputes over sovereignty to islands の記述、特に 19 世紀～20 世紀初頭にかけての中国に関する記述

がひどい出来であった。手元に kindle 版しかなくページを示せないのも、問題のある個所の全文を引用しておく

Only when we get to the mid-19th century, however, do we find such chronicles saying that the islands are parts of certain prefectures, i.e., administered by the Middle Kingdom.

such chronicles が何なのか明示されていない点が問題である。注には

Chris P.C. Chung. 2019. "Since Time Immemorial: China's Historical Claim in the South China Sea." Ph D thesis, University of Calgary. Pp.14-15.

が引かれているが、私は未見である。私がこれまで検討してきた通り、清朝の広東の各種地方志は「長沙海」「石塘海」を掲載しているが、実態についてはわからないと記述しているのであって、統治・管理などしていない。もし既に統治しているとしたら、1909年の李準の調査を経て領有を宣言する必要などなかったであろう。

In 1909, the Qing dynasty in China formally claimed both the Paracels and Spratlys, without apparently provoking any protests or counterclaims from France, which by now held responsibility for the foreign policy of its protected states in Indochina. However, the Qing dynasty succumbed to a revolution in 1911, and the ensuing internal strife between warlords and political parties prevented China from following up its claim effectively. This gave France an opportunity it did not seize.

1909年の李準の調査について、このとき清朝が公式にパラセル諸島とスプラトリー諸島の領有を宣言したとあるが、そんな事実はない。広東方面の有志がパラセルの簡単な調査をして香港の新聞がそれを報道しただけのことである。これを南シナ海の全体の領有宣言という風に拡大解釈（捏造）したのが、1933年9月の国民党系諸地方団体であったことは上に述べたとおりである。Tønnesson の記述では、清朝が一旦南シナ海全体の領有を宣言したのに、革命後の混乱で帳消しになったかのようなようである。これはフェイクヒストリーと呼んで差し支えないであろう。

China also prepared a protest letter, although no copy of it has yet been found in French, British or US archives.

1933年に中華民国はフランスに抗議の書簡を送ったのにフランス、イギリス、アメリカの

文書館ではまだ見つからないとある。中華民国が抗議の書簡を送ったという情報の出所はまた、上記の PhD 論文 (p.43) である。上で検討した 1933 年の一連のプロセスからして中華民国外交部が正式にフランスに抗議したとは到底思えない。上記博士論文によれば、抗議の書簡が《the ROC Ministry of Foreign Affairs file “Nansha Qundao“, file series 019.3/0012, files145》の中にあるということである。臺灣國史館の档案史料文物查詢系統で少し検索してみたが、いまのところ見つからない。1933 年当時まだ南沙群島という名称は存在しないわけである。その当時の公文書が「南沙群島」という分類の中に整理されているというのは、公文書管理上普通ではない気がする。この書簡は本当に存在するのだろうか。私には俄には信じがたい。

付記 3

20 世紀前半において南シナ海問題に直接関与した中国の諸主体は広東に拠点を置く人たちであった。ここでは広東の複雑な政治的動向の時系列的整理のなかに南シナ海問題を置いて考えてみたい。広東の近代史については広東民国史研究会編、2004.『広東民国史 上冊・下冊』（広州：広東人民出版社）を参照した。

1910 年代後半に入ってから袁世凱の帝政復活や張勳の復辟といった動きに対して臨時約法と共和制を守るための護法運動が全国で展開されるが、その動向を利用して広西の軍閥（旧桂系）の陸榮廷が広東における実権を掌握する一方、孫文は段祺瑞の北京政府を打倒するために 1917 年 9 月に広東に中華民国軍政府を樹立する。しかし、1918 年には軍閥勢力の反対により孫文は広東を離れる。その後、広西系の支配に対して陳炯明ら広東系の軍閥が反撃し広東を奪回する。1919 年に中華革命党を中国国民党に改組した孫文が 1921 年に広東に帰還し軍政府に代えて中華民国政府を樹立し大總統に就任し全国統一を目指す。この年、西沙群島は広東政府によって海南島の崖県の管轄下に置かれ、かつ「日中合弁」の燐鉍開発が始まる。亜新地学社の『大中華民國分省圖』が西沙群島を載せるようになるのもこのころからである。しかし、孫文は広東の自主と連省自治を唱える陳炯明と対立し 1922 年にはまた広東を追われることになる。フランスがパラセル諸島領有問題にすぐに反応しなかったのもこのような中国側の主権の不明確さにあったのではないか。1923 年に陳炯明が近隣諸軍閥に広州を追われると孫文は広東に戻り陳炯明と闘いつつ国民党をソ連モデルに従って改造する。

孫文の死去後、1925 年 7 月に国共合作による中国国民政府が広東に樹立される（この年に広州でベトナム青年革命会が創設されたことも忘れるべきではなからう）。このころから仏領インドシナ側もようやく南シナ海問題に関心を示すようになる。1927 年に共産党を切り捨てた蒋介石により南京政府が作られる。28 年 6 月には北京が占領され北伐は完了する。しかし、蒋介石の軍事独裁志向に対して、地方に反蔣の動きが広まるとともに軍閥間の闘争も活発になる。1929 年に広西軍閥と蒋介石が闘う中（蔣桂戦争）、広東をめぐる、また広

西系の勢力と広東系の勢力が対立し軍事衝突する（粵桂戦争。このとき後にホーチミンを投獄する張發奎が複雑な動きを見せている）。ただ、そのような不穏な状況のなかでも 27 年には軍によりパラセル諸島の日本企業が追放され 28 年にはパラセル調査が行われている。おそらくこのような中国側の動きを受けて 29 年に仏領政庁が阮朝と南シナ海の関係を確認し、30 年にはスプラトリー島を占有、31 年に中国のパラセル諸島領有権に疑義を提出、33 年にはスプラトリー諸島（七島）の領有を正式に宣言する。

一方、1931 年には軍事独裁を志向する蒋介石の南京政府に対して胡漢民らが広州において《国民政府成立宣言》を発表するが、満洲事変が起こったために再び統一合作を目指すことになり、広州には中央執行委員会西南執行部と西南政務委員会が設けられた。新聞報道や档案に出てくる西南政会とはこれのことである。この後 36 年頃まで陳濟棠が広州に軍事専制機構を建設することになる。フランスがスプラトリー諸島の領有を宣言するのはちょうどこの時である。陳濟棠は海軍・空軍の増強を目指していたが、海軍の再編は紆余曲折を経て 35 年に入ってようやく広東省江防司令部が整備されるようになる。おそらく 33 年時点では南シナ海に調査船隊を派遣する条件は整っていなかったのではないか。

付記の付記。阮朝期の外洋公務で広東を訪れたベトナム知識人＝官僚が広東の地方文人と交流し、文化情報を得ていたことについては佐藤トウイウエン『ベトナムにおける「二十四孝」の研究』（東京：東方書店、2017）のなかに重要な記述がある。さらに 18 世紀初頭には仏教者＝ブローカーを通じてベトナム中部の地方政権であった阮氏が広東と関係を持っている。